

平成 26 年 4 月  
広島国税局

## 復興特別所得税の徴収漏れにご注意ください！！

源泉徴収義務者の皆様方におかれましては、日頃から、源泉徴収事務にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、源泉徴収義務者の皆様方には、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付していただいておりますが、平成 25 年分の年末調整において、復興特別所得税の徴収漏れとなっている事例が把握されています。

つきましては、復興特別所得税の徴収漏れがある場合には、以下の「徴収漏れがあった場合の源泉徴収義務者の対応」のとおり対応していただくとともに、ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署（源泉所得税担当）にお尋ねください。

### 主な徴収漏れの原因

- ・ 復興特別所得税に対応していない給与計算ソフトを使用して年末調整を行っていた。
- ・ 月々の源泉徴収税額は適正に徴収されているが、年末調整時において復興特別所得税（税率 2.1%）を計算していなかった。
- ・ 平成 24 年以前の源泉徴収簿を使用して年末調整を行っていた。

### 徴収漏れがあった場合の源泉徴収義務者の対応

- ・ 年末調整の再計算を行い、徴収不足分について、追加で納付する。
- ・ 既に受給者に交付済みの源泉徴収票に誤りがある場合には、受給者に対して、右上に「訂正分」と記載した源泉徴収票を再交付する。  
なお、再交付時に「確定申告を行っている場合は更正の請求を行うことができる。」旨を説明する。
- ・ 税務署に源泉徴収票及び法定調書合計表を提出している場合には、源泉徴収票及び法定調書合計表の無効分と訂正分を提出する。  
(注) 追加で納付する税額によっては、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。